

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十四号）（税務課）

### 一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割の税率の特例措置を延長する等を行う。

### 二 内容

(一) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う改正

ア 個人県民税

(ア) 一定のイベント等を中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合は、寄附金税額控除の対象とする。

(イ) 一定の要件を満たす場合に、住宅借入金等特別税額控除の特例措置の適用期限を令和十六年度まで延長する。

イ 不動産取得税

一定の要件を満たす場合に、耐震基準不適合既存住宅の取得後に耐震改修をした住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件を弾力化する。

ウ 自動車税環境性能割

自家用の乗用車を取得した場合に環境性能割の税率を一分軽減する特例措置の適用期限を令和三年三月三十一日まで延長する。

(二) 令和二年度税制改正に伴う改正

ア 個人県民税

個人県民税の所得控除及び非課税措置の対象に、未婚のひとり親を加える。

イ 法人県民税

法人県民税の納税義務者である公益法人等に、敷地分割組合を加える。

ウ 県たばこ税

軽量な葉巻たばこ（1g未満）の課税方式を、本数課税に改める。

エ その他

地方税法等の改正に伴い、規定の整備を行う。

### 三 施行期日

二(一)イ及びウ並びに二(二)エのうち個人県民税に係る部分については、公布の日

二(二)ウについては、令和二年十月一日、令和三年十月一日

二(一)ア及び(二)アについては、令和三年一月一日

二(二)エのうち法人県民税及び法人事業税に係る部分については、令和四年四月

一日

二(ロ)イについては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日